

意見交換のまとめ

意見交換における出席者からのご意見と、事務局等の対応等（→部分）は以下のとおりです。

○平成22年度の水理模型実験について

- ・中央部だけが基準を満足しなかったことについて、理屈は説明できるのか。
- 北側は、もともと護岸天端高が高いため基準を満たす。南側は、沖に-1.0m程度の既存の増殖場があり、ここの砕波の効果があり越波流量の基準を満足すると思われる。中央部は、地形上、波の収斂（前面からの波と側面からの波が重なる）のため、越波が激しくなったと考えられる。

○円形テラスの整備について

- ・円形テラス部は整備しないこととなったが、現状では中途半端な印象である。今後整備はしないのか。
- 現況で許容越波流量の基準を満足するため、国として今回の高潮対策事業では整備出来ないこととなった。今後護岸の老朽化等により改良工事が必要となれば、県の対応で整備することも可能となる。
- 円形テラスの護岸改良と共に、市と協力して円形テラス内部も整備する予定であったが、円形テラス部は本事業での整備がなくなったので、内部のみの整備も今回は行わない。
- ・予算がなくなったために円形テラスの整備をしないのか。
- 予算の関係ではなく、現状で許容越波流量の基準を満足するため、整備をする必要がなくなった。

○中央エリアの整備について

- ・亀川まで海沿いがつながるようになるため、中央エリアを歩けるように護岸改良して欲しいと思っていたが、今回出来なくなったのは残念である。
- 大分市民憩いの宿やすらぎから円形テラスまでは、現状で許容越波流量の基準を満足するため、基準を満たさない残りの範囲だけ整備しても、連続して歩けるようにならないことをご理解いただきたい。
- 一部の基準を満足しない箇所は、護岸の嵩上げで対応するが、全て陸上からの施工が可能であるため、当初懸念された仮設道路の施工で海域に影響を及ぼすことがなく、海域環境の保全においてプラスと考えている。

○背後施設による海岸利用の課題について

- ・護岸などの公共物については、自由に行き来出来るように護岸上の柵、護岸下の柵は撤去してほしい。
- ・護岸改良による遊歩道の整備ができないのであれば、せめて護岸上は歩けるようにしてほしい。
- 護岸は公共物ではあるが、護岸上は歩けるように整備しておらず危険なため、安全上、立入禁止としている。下の柵は、背後に施設がつながっているので、防犯上の観点から柵を設置していると思われる。そのため、撤去は考えていない。
- 背後事業者とも相談して対応する。意見として賜っておく。
- ・国は柵の設置を許可しているのか。
- 護岸の施設は国が管理しており、仮設物として柵の設置も許可している。背後事業者が勝手に設置したわけではない。
- ・日本でプライベートビーチ（私的所有）は法律上原則的には認められていないと認識している。それにもかかわらず、眺望の問題やプライバシーの問題などについてプライベートビーチ化している現状がある。柵や目隠しをしなければいけないのは背後事業者側であり、一般の人の利用を制限するのは違うと思う。
- ・護岸の上が危険で歩けないことは分かったが、護岸の下の所は歩けるようにできるのか。背後事業者と相談の余地があるのか。
- 護岸の下は、公園側は広いが北側に向かって狭くなっており、歩けない状況である。
- ・土地の境界や柵の設置状況などについて現状を把握し、報告して頂きたい。
- 即答はできないため、今後予定している上人ヶ浜地区の工事説明会等において報告したい。

**お知らせ**

今回のワークショップ、さらに2月3日の第8回整備計画検討会をもって、上人ヶ浜地区の検討を終了します。平成24年の4月以降に、最終的な整備計画に関する説明会を開催する予定です。詳細は随時下記のホームページ等でご案内致します。

※別府港海岸の整備に関する情報は下記の別府港湾・空港整備事務所ホームページに随時掲載していきます。是非ご覧下さい。
<http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/beppu/>

別府里浜づくり新聞

第51号
平成24年
2月3日

第6回別府港海岸（上人ヶ浜地区）ワークショップを開催しました

別府港海岸（上人ヶ浜地区）の整備計画策定にあたり、平成23年12月18日（日）午後1時より、別府市北部地区公民館なでしこ分館において、「第6回別府港海岸づくりワークショップ（上人ヶ浜地区）」を開催しました。

当日は、上人ヶ浜地区周辺にお住まいの方を中心とした16名の市民の方々と大分県並びに別府市の関係職員が参加しました。

ワークショップの内容

はじめに、別府港湾・空港整備事務所長より、今年度改めて整備計画検討会とワークショップで検討を行うことを説明しました。その後、整備計画検討会の委員でもある菅氏（NPO法人別府八湯トラスト理事長）に座長と進行役をお願いしました。

菅座長司会のもと、第7回整備計画検討会の内容を小林委員より報告して頂きました。

続いて事務局より、別府港海岸で行っている高潮対策事業の概要、平成21年度に策定された整備計画案の検討経緯の説明を行いました。その後、平成22年度に行った水理模型実験の結果として、平成21年度に策定した整備計画案では中央エリアの一部で許容越波流量の基準を満足しなかったこと、円形テラスは現況で基準を満足するため、計画案の見直しが必要になったことを説明しました。さらに、見直しの方向性として現況で基準を満足する円形テラス部は整備しないこと、潜堤だけでは基準を満足しない箇所は護岸の嵩上げによる対応を検討していることを説明しました。その後、参加者の方と意見交換を行いました。

最後に、ワークショップに出席頂いた整備計画検討会の委員である小島委員長（九州共立大学名誉教授）と齋藤委員（東京工業大学大学院教授）に住民の皆さんの意見のまとめをして頂きました。

**<第6回 別府港海岸づくりワークショップ>
一會次第一**

1. 開会
2. 開催者挨拶
3. 委員紹介
4. 第7回整備計画検討会の報告
5. これまでの検討内容の説明
6. 今年度の検討内容説明
7. 意見交換
8. 本日のまとめ
9. アンケート
10. 閉会



検討会の報告をする小林委員

意見交換の概要

昨年度の実験の結果を受け、円形テラス部で計画していた護岸改良の整備が出来なくなったことについては、唯一の陸上整備箇所だったことや、上人ヶ浜公園の遊歩道から連続する水際の利用が出来る構造だったことから、整備が期待されていただけに、非常に残念との意見が多く出されました。しかし、一方で今回の整備における海域環境への影響は最小限に抑えられること、また円形テラスの陸上部は、本事業では整備出来ないものの、老朽化等により護岸の改良が必要になった場合など、将来的には整備の可能性があることをご理解頂きました。次に、円形テラス部の整備が出来なくなったことを受け、護岸を解放するなどして少しでも昔のような水際の利用を取り戻したいとのご要望を頂きました。しかし、小島委員長からは、整備がなされていない海岸保全施設は、十分な安全対策が出来ていないため、立ち入らないほうがいいとのご意見を頂きました。また、これに関連して、海に面して民地がある場所は、海岸が事実上プライベート化してしまう傾向があり問題であるとの意見も出されました。これについては、齋藤委員より、非常にデリケートな問題であることから、行政とともに、地域でじっくり考えていくべきであるとのご意見を頂きました。

ワークショップ等における地域住民の方々の整備に関する意見のまとめ

上人ヶ浜地区では、設計段階の検討として、平成20年度、平成21年度に計5回のワークショップを開催し、地域住民の方々と議論の場を設け、意見を頂きながら、整備に関する検討を行いました。加えて、平成21年度には、住民意向調査として、地域の方々にアンケート調査を行い、ワークショップに参加する以外の方々からも広く意見を伺ってきました。

その結果、最も重要な観点は、「既存の磯や生態に影響がないよう配慮する（整備は既存の消波ブロック範囲内）」ということが上げられました。また、「背後地からの眺望を確保する」について、既存の護岸高さよりも嵩上げをしないことや、海域につくる構造物は、天端が水面上に露出しないものとするなどが求められました。さらに、「円形テラスと上人ヶ浜公園の連続性」について、遊歩道的な利用ができる護岸改良を求める意見がありました。

一方で、見解の異なる意見として、「消波ブロックの扱い」については、景観上撤去すべきとの意見と、防護機能を有するため残すべきとの意見に別れました。「（護岸改良に伴う）水際利用」については、上人ヶ浜公園から南部エリア、中央エリアと連続して水際を利用出来るようにしてほしいという意見がある一方、背後施設の利用への配慮や施工時の磯浜への仮設道路の整備の問題から、積極的に利用できるような整備について反対する意見もありました。

平成21年度には、技術的な検討とともにこれらの意見を踏まえ、整備計画案を策定しました。

<ワークショップ等における地域住民の方々の意見のまとめ>

■合意された意見

- ①既存の磯や生態に影響がないよう配慮する（整備は既存の消波ブロック範囲内）
- ②潜堤は魚礁効果が期待されるのであって良い
- ③岸側潜堤は海側の眺望を阻害するため設置すべきではない
(沖側潜堤と岸側潜堤のセットは、環境面から既存の魚礁への悪影響も懸念される)
- ④陸側から海への眺望の確保のために護岸は嵩上げしない
- ⑤円形テラスは上人ヶ浜公園からの連続性を考慮し、遊歩道的な利用ができる護岸改良とする

■見解の異なる意見

- ⑥消波ブロックの扱い
景観を阻害し海岸部の利用上も危険であるため、消波ブロックは撤去することが望ましい
←→防護機能を有するため、あったほうが安心である
- ⑦磯浜へのアクセス、水際利用の可否
水際を利用出来るよう護岸部を改良してほしい
←→背後に施設のある護岸部はプライバシーの確保や防犯上整備しないでほしい
←→環境保全や現在の利用状況を考えると護岸部分は現状のままでよい

水理模型実験の結果について

平成21年度に策定した整備計画案（沖側潜堤整備+円形テラスの二重パラペットによる護岸改良）について、越波流量の確認と整備する施設の最適案を選定するため、潜堤の配置や規模等を変更させた複数ケースを設定し、水理模型実験を実施しました。その結果、以下のことが確認されました。

<平成22年度水理模型実験結果>

- ①中央エリアで越波流量が特に大きく、一部で許容越波流量の基準(=0.01m³/m/s)を満足しない。
- ②北部・南部エリアでは、現況の状態で許容越波流量を満足する。



平成22年度水理模型実験結果

整備計画案の見直しについて

平成22年度に実施した水理模型実験の結果を受け、平成21年度に策定した整備計画案を見直しました。

見直しのポイントは、以下のとおりです。中央エリアの護岸改良については、前回の第7回検討会では、前面スリット型及び二重護岸型として検討することを基本としていました。しかし、施工時における背後施設への影響、護岸改良後の防犯上の問題があること、また、施工時の仮設道路により現在の海域環境に影響を与える可能性などの理由から、大規模な護岸改良は困難であるため、既存護岸の嵩上げを検討することとしました。

<整備計画案見直しのポイント>

- ①南部エリアは、現状で越波流量を満足したため、護岸改良を行わない。
- ②中央エリアは、潜堤のみでは許容越波流量を超えるので、護岸改良との組合せで防護する。
- ③中央エリアの護岸改良の方法は、背後施設への配慮及び海域環境への配慮といった理由から、既存護岸の嵩上げを検討する。

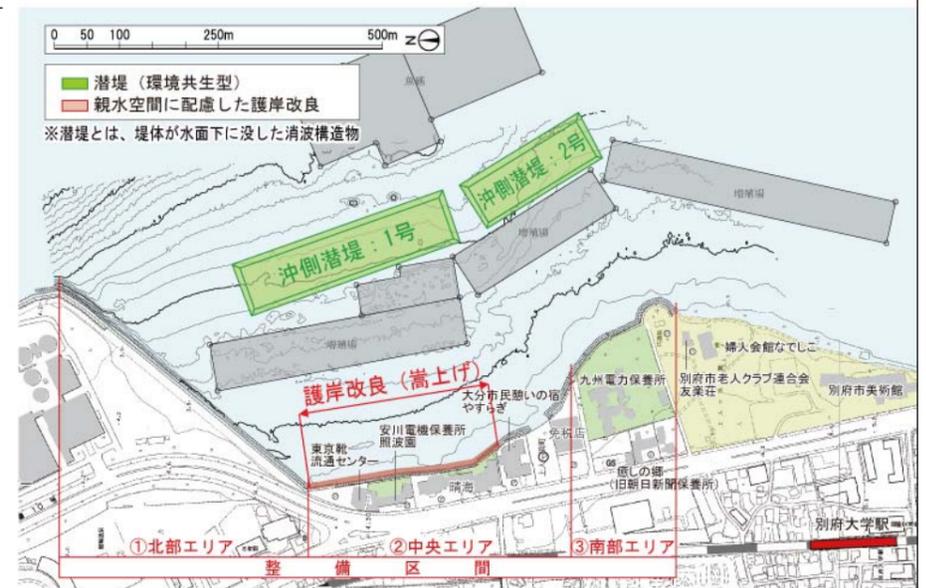
<見直した整備計画案の概要>

■防護施設（整備概要）

- ◇沖側潜堤の整備
 - ・沖側潜堤について、1号、2号の2基を整備
 - ・規模の詳細については、今年度の水理模型実験により、さらに詳細な検討を行う
 - ※潜堤諸元：天端高-1.0m、幅50m：延長100m～250m
- ・岸側潜堤（半潜堤）は配置しない

◇護岸の整備

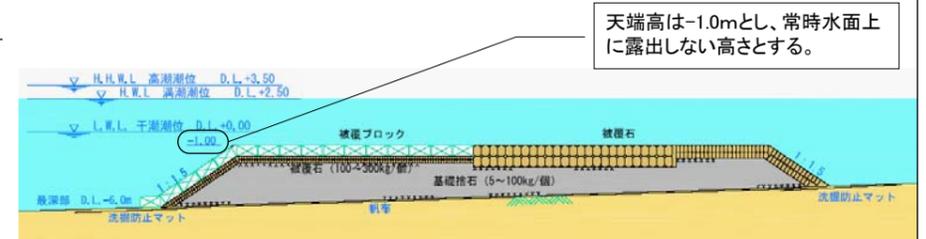
- ・中央エリアは、護岸改良を行う（既設の消波ブロックは存置）
→護岸改良は護岸嵩上げを想定。
- ・北部・南部エリアは、既設護岸で防護水準を満足するため、護岸改良を行わない



整備計画平面図

■環境（施工性）

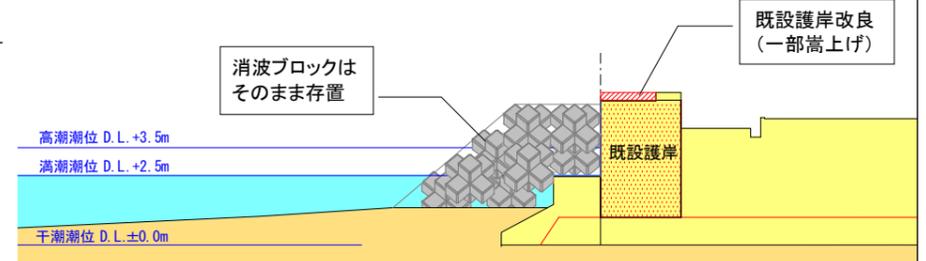
- ・潜堤設置については、藻場の生育面積の変化は小さく、海域環境への影響は小さいと予測される。
- ・護岸改良については、全て陸上から施工できるため、海域への影響はほとんどない。



沖側潜堤断面図

■景観・利用

- ・新たな水際利用や上人ヶ浜公園との連続性の創出については、今回の整備では実現しない。
- ・潜堤は天端高が水面上に露出しないようにすることで、海側の眺望を確保する。



護岸改良断面図